

## ◇返戻金制度について◇

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度を設けています。詳細は以下の通りです。

- (1) 入社日以後1ヶ月以内の場合はサービス利用料の50%を返還するものとする
- (2) 入社日以後1ヶ月より2ヶ月以内の場合はサービス利用料の25%を返還するものとする
- (3) 入社日以後2ヶ月より3ヶ月以内の場合はサービス利用料の10%を返還するものとする
- (4) 入社日以後3ヶ月を超えた場合はサービス利用料の返還はございません

返戻金は、求人者が指定する銀行口座に現金にて振り込む方法により返還するものとする（振込手数料は当事業所の負担とする）。

また、求人者は求職者の退職から30日以内に退職した旨を当事業所に伝えるものとし、退職から30日を超えた後に連絡を受けたものに関して返金しないものとする。

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

有料職業紹介事業許可番号 / 11-ユ-300455

事業所 株式会社ハイスタッフ

埼玉県越谷市南越谷 1-13-8

大菊ビル 2F